

## 契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ガンマカメラ装置保守委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成29年10月30日	シーメンスヘルスケア(株) 大阪営業所 大阪府大阪市淀川区宮原 4-3-39大広新大阪ビル	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	4,043,520	-	0	-	-	-	
マルチスライスCT装置保守委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成29年11月27日	東芝メディカルシステムズ(株)和歌山支店 和歌山県和歌山市福町3 7番地	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	2,592,000	-	0	-	-	-	
放射線治療計画装置保守委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年2月20日	(株)日立製作所 ヘルスケア和歌山営業所 和歌山県和歌山市三木町 中ノ丁16	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	1,728,000	-	0	-	-	-	
C7ーム型X線テレビジョン装置保守委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年2月20日	セイコーメディカル(株) 和歌山県和歌山市築港6 丁目9番地の10	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	2,332,800	-	0	-	-	-	
総合汚水汚泥収集運搬処理業務委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年2月22日	美浜興業(株) 和歌山県日高郡美浜町吉 原1093-4	地方公共団体の取り決めにより契約の相手方が特定されているため 会計規程52-4	-	2,592,000	-	0	-	-	-	
乳房撮影装置保守委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年2月22日	セイコーメディカル(株) 和歌山県和歌山市築港6 丁目9番地の10	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	9,427,320	-	0	-	-	-	
重症心身障害者調整委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年2月22日	和歌山県理容生活衛生同業組合 日高支部ヘア理容師の会 和歌山県御坊市湯川町財 部913-1	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	1,842,147	-	0	-	-	-	
一般廃棄物収集運搬委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年4月1日	美浜町長 森下 誠史 和歌山県日高郡美浜町和 田1138-278	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	2,937,600	-	0	-	-	-	

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

## 契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
高精度放射線治療システム保守委託	和歌山病院 院長 南方 良章 日高郡美浜町和田1138	平成30年5月31日	(株)たけびし 京都府京都市右京区西京極豆田町29	契約の性質又は目的が競争を許さないため 会計規程52-4	-	12,947,040	-	0	-	-	-	

公社 都道府県所管

特財

特社

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。